

独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-2号

平成21年4月1日

一部改正

平成25年1月1日

一部改正

平成25年3月6日

一部改正

平成27年4月1日

一部改正

平成29年12月15日

一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の理事長、理事及び監事（非常勤の理事及び監事を除く。以下「役員」という。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

- 第4条 役員のうち、理事長（理事長及び監事にあつては文部科学大臣）又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員の在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
 - 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
 - 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

- 第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

- 第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を業績勘案率が決定した日以後遅滞なく直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が通則法第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときは除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以後に支給することができる。
 - 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(退職手当の支給制限等の取扱い)

第7条 退職手当の支給制限、支払の差止め、返納及び退職手当相当額の納付の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程（平成18年規程第2-7号）の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- （2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- （3）前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- （1）役員を故意に死亡させた者
- （2）役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（端数の処理）

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（実施に必要な事項）

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に旧独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター役員であった者で、引き続き機構の役員である者の第3条に規定する在職期間は施行日の前日までの期間を含むものとする。
- 3 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第9条の規定による独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第3条に規定する在職期間にはその者の旧法人としての在職期間を含むものとする。

- 4 第2項および前項に規定する役員のうち、平成14年5月1日の前日に在職する者の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の本給月額に、平成14年5月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額、平成14年5月1日から平成15年12月31までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額及び平成16年1月1日から退職の日までの在職期間は第2条の規定により計算して得た額の合計額とする。ただし、その者の在職期間中に異なる役職の期間がある場合には、退職の日における異なる役職ごとの本給月額を基礎として、前段に掲げる計算により得られる額とする。
- 5 前項に規定する在職期間1月につき100分の36及び100分の28の割合を乗じて得た額は、委員会が行う業務評価の結果を参考にして、100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年3月6日から施行し、平成25年1月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。